

株 主 各 位

長野県東御市滋野乙2182番地3
株式会社ミマキエンジニアリング
代表取締役社長 池 田 明

第33期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第33期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年6月25日（水曜日）午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年6月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 長野県東御市滋野乙2182番地3
当社 本社1階 大会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第33期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監
査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第33期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役8名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役2名選任の件
 - 第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件
 - 第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う取締役及び監査役に対する退
職慰労金打ち切り支給の件
 - 第6号議案 役員報酬枠改定の件
 - 第7号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

4. 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合は、当社定款第15条の規定により、当社の議決権を行使することができる他の株主様1名を代理人として、議決権を行使いただけます。なお、この場合は、委任状のご提出が必要となります。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.mimaki.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎本総会終了後、同会場において会社説明会並びにショールーム見学会を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済を概観いたしますと、まず、わが国経済においては、原油をはじめとした資源価格の高騰等があったものの、好調な企業業績を背景に底堅く推移いたしました。しかしながら、後半にはサブプライムローン問題等による影響を受けはじめ、円高、株安傾向が顕著に見られるようになり、先行不透明感が色濃くなってまいりました。

次に、海外においては、欧州地域や新興国を中心に年間を通じて持続的な成長が見られました。米国においては、サブプライムローン問題を中心に景気後退の懸念が強く、低調な推移となりました。

このような状況の中、当社グループは“守りを固める”をスローガンに掲げ、お客様のオンデマンド・ビジネスをサポートするための施策を積極的に展開してまいりました。

具体的施策といたしましては、SG（サイングラフィックス）市場向けに、平成19年8月より主力製品JV3シリーズの後継機JV33-130/160及び国内最大級3.2m幅の大型インクジェットプリンタJV5-320Sの発売を開始するとともに、IP（インダストリアルプロダクト）市場向けに、平成18年12月から出荷開始したプラスチックや金属板等硬質素材に直接プリント可能な大型UV硬化型インクジェットプリンタJF-1631の拡販に努めました。TA（テキスタイルアパレル）市場向けでは、国内における販売体制の見直しを図りました。ほかには、平成19年8月から、のぼり旗や横断幕等に多く用いられるポリエステル素材に転写可能な昇華転写インクSb51を発売開始し、製品ラインナップの充実を図りました。

カスタマーサービス面では、テクニカルコールセンターによるアフターフォローをはじめ、カスタマーエンジニアのスキルアップを図ると共に、インク販売等アフターサービスの充実も図っております。

また、アメリカ合衆国及びオランダ王国の海外販売子会社と共に、当社製品に関するサービストレーナーの養成を行い、ワールドワイドでの

当社グループのサービス向上に取り組みました。

事業の拡大への対応として、台湾御牧股份有限公司での一部インク組立の開始や当社加沢工場増築の着手に加え、平成19年12月には御牧噴墨打印科技（浙江）有限公司を中華人民共和国に設立しております。

その結果、当連結会計年度の売上高は282億35百万円（前連結会計年度比21.0%増）、営業利益は19億59百万円（同69.1%増）、経常利益は17億10百万円（同31.0%増）、当期純利益は9億84百万円（同27.7%増）となりました。

当連結会計年度における機種群別の売上は以下のとおりであります。
 (機種群別売上高)

	第32期		第33期（当期）		対前期増減率 （%）
	金額 （百万円）	構成比 （%）	金額 （百万円）	構成比 （%）	
SG市場向け	18,387	78.8	19,950	70.6	8.5
IP市場向け	2,180	9.4	5,041	17.9	131.2
TA市場向け	1,385	5.9	1,327	4.7	△4.2
その他	1,384	5.9	1,915	6.8	38.4
合計	23,337	100.0	28,235	100.0	21.0

(SG市場向け)

平成19年8月より発売を開始した、JV3シリーズの後継機JV33-130/160及び国内最大級3.2m幅の大型インクジェットプリンタJV5-320Sの新製品については、積極的な販売活動を展開した結果、順調に販売台数を伸ばしました。そのほか現行機種の販売台数も概ね順当に推移し、特にJV3シリーズの販売は、後継機のJV33シリーズの発売まで底堅く推移いたしました。その結果、売上高は199億50百万円（前連結会計年度比8.5%増）となりました。

(IP市場向け)

様々な業界に向け多品種少量生産・納期短縮・コスト削減・クイックレスポンスの課題解決策として、当社製品によるデジタル化の提案に注力した結果、前述の大型UV硬化型インクジェットプリンタJF-1631及び平成19年1月に発売を開始したUJF-605C IIを中心に販売台数を伸ばしました。その結果、売上高は、50億41百万円（同131.2%増）となりました。

(TA市場向け)

特段の新製品がなかったため、引き続き現行機種の販売が中心となりましたが、当連結会計年度より一部製品の国内販売を連結子会社の㈱グラフィッククリエーションにて開始し、販売体制の強化を図っております。その結果、売上高は13億27百万円（同4.2%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は17億65百万円で、その主なものは次のとおりであります。

当社 加沢工場	金型	1億43百万円
当社 加沢工場	工場設備の増築	6億円
御牧噴墨打印科技（浙江）有限公司 中国工場	事務所及び工場設備の新設	1億84百万円

③ 資金調達の状況

当社は、平成20年2月5日を払込期日として公募増資により2,200株の新株発行を実施し、総額14億円の資金調達を行いました。また、平成20年3月4日を払込期日として大和証券エスエムビーシー株式会社を割当先とした第三者割当増資を実施し、総額1億90百万円の資金調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第30期 (平成17年3月期)	第31期 (平成18年3月期)	第32期 (平成19年3月期)	第33期 (当連結会計年度) (平成20年3月期)
売上高(百万円)	16,643	19,147	23,337	28,235
当期純利益(百万円)	709	377	771	984
1株当たり当期純利益(円)	44,655.71	22,469.07	45,637.35	46,753.12
総資産(百万円)	15,395	16,095	21,770	23,851
純資産(百万円)	2,865	3,252	5,844	8,303
1株当たり純資産額(円)	170,958.55	194,661.85	282,353.60	351,407.28

(注) 1. 第32期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
MIMAKI USA, INC.	500千米ドル	100%	当社グループ製品の販売
MIMAKI EUROPE B. V.	500千ユーロ	100	当社グループ製品の販売
台湾御牧股份有限公司	50,000千台湾ドル	100	当社グループ製品用部品の仕入販売
御牧噴墨打印科技（浙江）有限公司	400百万円	100	当社グループ製品の開発・製造
（株）ミマキプレジジョン	10百万円	100	当社グループ製品用部品の製造、加工
（株）ウィズテック	30百万円	100	当社グループ製品の設計、開発
（株）グラフィッククリエーション	125百万円	100	当社グループ製品を用いたプリントサービス及び当社グループ製品の販売

(4) 対処すべき課題

① 開発体制の強化

当社グループの主要市場であるSG市場においては、ユーザーの嗜好多様化と、納期短縮やコスト削減等に対応するためデジタル化が日々進んでおります。当社グループは刻々と変化する市場ニーズやデジタル・オンデマンド時代の流れに先んじた新製品を提供する「開発型企业」として、常に新しい技術開発が必要であり、開発体制の更なる強化が課題であります。マーケットニーズにあった製品を競合他社よりいち早く市場に投入するために、新製品開発プロセス管理を行い開発進捗管理、使い易さ、サービス性の向上、開発期間短縮に努め、市場に「新しさと違い」を提供するイノベーターを目指し強化してまいります。

② 生産体制の強化

生産体制につきましては、更なる生産性の向上を具体化するため、営業部門の販売予測の変動に対応できる生産体制を推進中であります。また、グローバルマーケットへの柔軟な対応と価格競争力を備えたローコスト製品供給のためグローバルな視点での生産体制の再構築を進めてまいります。

③ 営業・販売流通経路の整備・拡充

今後、支店網を持つ日本国内とアメリカ合衆国においては自社サービス網によるお客様への高品質のサービス提供により差別化を図ってまいります。現時点では、欧州地域による販売流通経路が多階層となっており、他地域に比べ利益率が低水準になっております。今後、欧州地域はもちろん、その他地域を含め営業体制・販売流通経路の整備を進め、グローバル展開を図ると共に、利益率の向上を進めてまいります。

④ 内部統制及びコンプライアンスの強化

内部統制及びコンプライアンスの強化は企業としての社会的責任と認識しております。関係法令・規則の遵守はもとより、お客様の情報管理などに対するセキュリティポリシーを確立すると共に、役職員一人ひとりの高い倫理観の醸成、社会的良識を持った責任ある行動を目指し社内教育をしてまいります。また、反社会的勢力との関係に対しては、断固とした対応で臨み、付け入るすきを与えることなく断絶を図り、コンプライアンス経営を図ってまいります。

⑤ 環境問題への対応

世界的に環境問題への関心が高まる中、環境にやさしいインク等の製品開発、生産工程の整備により環境保全を意識した経営を図ってまいりました。今後も企業の社会的責任と認識し積極的に推し進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成20年3月31日現在）

当社グループは、業務用広幅プリンタ、カッティングプロッタ等の製造販売を主たる業務としております。なお、エンドユーザーの属する市場別の分類（機種群）は、次のとおりであります。

機 種 群	内 容 及 び 主 要 製 品
SG 市 場 向 け	広告・看板等のサイングラフィックス市場向けの機種群であります。耐候性、耐水性に優れた当社独自のソルベントインクを採用したインクジェットプリンタであるJV33シリーズや、当社従来製品より高速プリントを可能にしたJV5シリーズ、トンボ読み取り機能を搭載し印刷物の輪郭カットを容易に行うことを可能としたカッティングプロッタであるCG-FXシリーズ等が主要製品であり、屋内・屋外における標識、表示、ディスプレイ、看板等の作成に用いられております。
IP 市 場 向 け	工業製品の製造現場等のインダストリアルプロダクト市場向けの機種群であります。空气中に揮発性有機化合物（VOC）を放出しない環境に優しいUV硬化型インクを採用し、従来のアナログ印刷では困難であったグラデーションや多彩な色を表現できるインクジェットプリンタであるJFシリーズや、SG市場向けと同様にトンボ読み取り機能を搭載したフラットベッド型カッティングプロッタであるCF2シリーズ等が主要製品であり、プリントラベル、IDカード、自動車のインパネ等、各種業界の製造現場で用いられております。
TA 市 場 向 け	テキスタイルアパレル等の市場向けの機種群であります。染色用の専用捺染インクを採用し布地に直接プリントできるデジタル捺染インクジェットプリンタであるTX2シリーズや、捺染顔料インクを用いたフラットベッド型インクジェットプリンタであるGPシリーズ等が主要製品であり、布地印刷やTシャツ、スカーフ、ネクタイへのプリント等に用いられております。
そ の 他	主に保守部品のほか、上記のいずれの機種群にも属さない特注機の製造・販売や受託開発等が該当いたします。

(6) 主要な営業所及び工場（平成20年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所及び工場

本 社 ・ 牧 家 工 場	長野県東御市
加 沢 工 場	長野県東御市
東 京 支 社	東京都品川区
大 阪 支 店	大阪府吹田市
営 業 所	札幌、仙台、長野、さいたま、名古屋、金沢、広島、福岡、熊本

② 子会社

MIMAKI USA, INC.	アメリカ合衆国ジョージア州スワニー市
MIMAKI EUROPE B. V.	オランダ王国アムステルダム市
台湾御牧股份有限公司	台湾台中縣潭子郷
御牧噴墨打印科技（浙江）有限公司	中華人民共和国浙江省平湖市
(株)ミマキプレシジョン	長野県東御市
(株)ウィズテック	東京都八王子市
(株)グラフィッククリエーション	長野県上田市

(7) 使用人の状況（平成20年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
674 (200) 名	99 (75) 名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外からの出向者を含むほか、常用パートを含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 使用人数が最近1年間で99名増加しておりますのは、業容拡大に伴う定期採用等によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
500 (175) 名	73 (25) 名増	37.0歳	6.7年

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外からの出向者を含むほか、常用パートを含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 使用人数が最近1年間で73名増加しておりますのは、業容拡大に伴う定期採用等によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成20年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	2,878百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 UFJ 銀 行	1,250
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	800
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	700
商 工 組 合 中 央 金 庫	492

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成20年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 66,800株
- ② 発行済株式の総数 23,200株
- ③ 株主数 2,434名
- ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
株式会社池田ホールディングス	3,500株	15.09%

⑤ その他株式に関する重要な事項

平成20年1月11日開催の取締役会に基づき、次のように株式分割を実施しております。

イ. 分割方法

平成20年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式1株につき3株の割合をもって分割する。

ロ. 分割により増加する株式数

分割前の発行済株式総数	23,200株
分割により増加した株式数	46,400株
分割後の発行済株式総数	69,600株

なお、当該株式分割に伴い、平成20年4月1日付で当社の定款を変更し、発行可能株式総数を200,400株としております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成20年3月31日現在）

イ. 平成19年7月23日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・ 新株予約権の数

585個（新株予約権1個につき1株）

- ・ 新株予約権の目的となる株式の数

普通株式585株

- ・ 新株予約権の払込金額

無償

- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 926,000円（1株当たり926,000円）

- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項
 - 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - 2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記1)の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成21年7月24日から平成26年6月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - 1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、顧問又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な事由がある場合にはこの限りでない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - 2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による募集新株予約権の相続はできないものとする。
 - 3) その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	555個	555株	8人
監査役	30	30	1

(注) 平成20年4月1日付の株式分割に伴い、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は3株に、また、新株予約権の行使時の1株当たりの払込金額は308,667円に調整されております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況（平成20年3月31日現在）
 - イ. 平成19年7月23日開催の取締役会決議による新株予約権
 - ・新株予約権の数
515個（新株予約権1個につき1株）
 - ・新株予約権の目的となる株式の数
普通株式515株

- ・新株予約権の払込金額
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 926,000円（1株当たり926,000円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項
 - 1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - 2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記1)の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成21年7月24日から平成26年6月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - 1)新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、顧問又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な事由がある場合にはこの限りでない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - 2)新株予約権者が死亡した場合、その相続人による募集新株予約権の相続はできないものとする。
 - 3)その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。
- ・当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	交付者数
当社使用人	390個	390株	25人
子会社の役員及び使用人	125	125	7

(注) 平成20年4月1日付の株式分割に伴い、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は3株に、また、新株予約権の行使時の1株当たりの払込金額は308,667円に調整されております。

(3) 会社役員の状態

① 取締役及び監査役の状態（平成20年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	池田 明	台湾御牧股份有限公司代表取締役、御牧噴墨打印科技（浙江）有限公司代表取締役、株式会社池田ホールディングス代表取締役
代表取締役副社長	野口 幹夫	管理本部長
専務取締役	藤田 正秋	営業本部長
専務取締役	小林 久之	MIMAKI USA, INC. 代表取締役
取締役	大西 勝	技術本部技師長
取締役	今田 新太郎	生産本部長
取締役	手塚 千加雄	技術本部長
取締役	佐金 榮	MIMAKI EUROPE B.V. 代表取締役
取締役相談役	田中 規幸	ミマキ電子部品株式会社代表取締役
常勤監査役	今井 征芳	
監査役	岩下 智和	岩下法律事務所
監査役	土屋 幸夫	

(注) 1. 監査役岩下智和氏及び土屋幸夫氏は社外監査役であります。

2. 当該事業年度に係る役員の重要な兼職状況は、以下のとおりであります。

- ・代表取締役池田明氏は、MIMAKI USA, INC.、MIMAKI EUROPE B.V.、台湾御牧股份有限公司、御牧噴墨打印科技（浙江）有限公司、(株)ミマキプレジジョン、(株)ウィズテック、(株)グラフィッククリエーション、(株)池田ホールディングスの取締役を兼務しております。
- ・代表取締役副社長野口幹夫氏は、御牧噴墨打印科技（浙江）有限公司の取締役を兼務しております。
- ・専務取締役藤田正秋氏は、MIMAKI EUROPE B.V. の取締役を兼務しております。
- ・専務取締役小林久之氏は、MIMAKI USA, INC. の取締役を兼務しております。
- ・取締役大西勝氏は、(株)グラフィッククリエーションの取締役を兼務しております。
- ・取締役今田新太郎氏は、御牧噴墨打印科技（浙江）有限公司の取締役を兼務しております。
- ・取締役佐金榮氏は、MIMAKI EUROPE B.V. の取締役を兼務しております。
- ・取締役相談役田中規幸氏は、ミマキ電子部品(株)の取締役を兼務しております。

- ・常勤監査役今井征芳氏は、台湾御牧股份有限公司、御牧噴墨打印科技（浙江）有限公司、㈱ミマキプレジジョン、㈱ウィズテック、㈱グラフィッククリエーションの監査役を兼務しております。
- ・監査役土屋幸夫氏は、㈱アフエニックスの社外監査役を兼務しております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

前回の第32期定時株主総会（平成19年6月27日開催）の終結の日の翌日以降に在任していた役員で当事業年度中に退任した者は以下のとおりです。

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当及び他の法人等の代表状況	退任日
監査役	大沼孝雄	社外監査役	平成20年2月29日

（注）監査役大沼孝雄氏は、辞任による退任であります。大沼孝雄氏の辞任に伴い、同日付をもって、補欠監査役であった土屋幸夫氏が監査役に就任しております。

③ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区	分	支給人員	支給額
取	締	9名	274百万円
監	査	4	23
(うち)	(社外監査役)	(3)	(5)
合	計	13	298

- （注）1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。なお、当社の取締役2名が子会社の常勤役員を兼任することにより、上記以外に当該会社より47百万円報酬が支払われております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成14年6月25日開催の第27期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成14年6月25日開催の第27期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 支給額には、第33期事業年度に係る以下のものが含まれております。
- ・役員賞与引当金繰入額18百万円（取締役9名16百万円、監査役3名1百万円）
 - ・役員退職慰労引当金繰入額75百万円（取締役9名74百万円、監査役4名0百万円）
 - ・ストックオプションとしての費用計上額80百万円（取締役8名75百万円、監査役1名4百万円）
5. 上記支給額のほか、第33期定時株主総会に提出予定の議案「退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件」及び「役員退職慰労金制度廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打ち切り支給の件」が承認された場合に

は、取締役（退任取締役1名を含む）9名に対し総額142百万円及び監査役4名（退任監査役1名を含む）に対し総額2百万円（うち社外監査役3名に対し総額0百万円）がそれぞれ支払われることとなります。

④ 社外役員に関する事項（平成20年3月31日現在）

イ. 他の会社との兼任状況及び当社と当該他の会社との関係

該当事項はありません。

ロ. 他の会社の社外役員の兼任状況

社外監査役土屋幸夫氏は、㈱アフエニックスの社外監査役であります。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

社外監査役岩下智和氏は、主に弁護士としての立場から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。（取締役会18回開催中18回出席、監査役会13回開催中13回出席）

社外監査役大沼孝雄氏は、主に東京中小企業投資育成㈱でのキャリアを生かした意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行ってございました。（取締役会17回開催中17回出席、監査役会12回開催中12回出席、平成20年2月29日付で監査役を辞任しているため、回数が少なくなっております。）

社外監査役土屋幸夫氏は、主に東京中小企業投資育成㈱でのキャリアを生かした意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。（取締役会1回開催中1回出席、監査役会1回開催中1回出席、平成20年2月29日付で監査役に就任しているため、回数が少なくなっております。）

ニ. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41,575千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41,575千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、MIMAKI EUROPE B.V.、御牧噴墨打印科技(浙江)有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、監査法人トーマツと財務報告に係る内部統制システムの構築に関する助言・指導契約を締結しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i 当社は、「コンプライアンス規定」を制定・施行し、取締役から使用人一人ひとりがコンプライアンスの重要性を認識し、取引先・株主・従業員等のステークホルダーの要望に応えるため、法令等を遵守するよう徹底を図っております。
 - ii 取締役会は、法令・定款及び「取締役会規定」に基づき、経営に関する重要事項を決定しております。
 - iii 代表取締役社長の直轄部署として監査室を設置し、内部監査を実施しております。監査室の監査により法令・定款及び社内規定に違反する事項が発見された場合には、直ちに代表取締役社長に報告されております。
 - iv 取締役及び使用人が法令・定款及び社内規定に違反する行為を発見した場合には、コンプライアンス推進者に通報できる社内体制を整備しております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - i 取締役会議事録、稟議書等取締役の職務執行に係る情報を各種法令及び「取締役会規定」、「稟議規定」に従い、適切に保管及び管理される体制を整備しております。
 - ii 情報の管理については、「情報セキュリティ管理規定」、「個人情報保護管理規定」に従い、適切に保管及び管理される体制を整備しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i 代表取締役社長の直轄部署として監査室を設置し、内部監査を実施しております。
 - ii 監査室の監査により法令・定款違反、その他損失の危険のある業務執行が発見された場合には、内容及び損失の程度等について、直ちに代表取締役社長に報告される体制を構築しております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i 定例取締役会を原則月1回開催し、重要事項及び業務執行を決定し、各取締役の業務執行状況の監査等を行うとともに、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めております。

- ii 取締役の職務執行は、「取締役会規定」及び「組織・職務分掌及び権限規定」に取締役会付議事項と定められている事項については、全て取締役会に付議することを遵守し、多面的な審議を経て意思決定を行う体制を取っております。
 - iii 取締役の日常の職務執行については、「組織・職務分掌及び権限規定」、「稟議規定」等の意思決定ルールに基づき権限を明確化し、効率的な達成方法を定めております。また、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことにより、業務の効率的運営を図っております。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- i 当社は、「コンプライアンス規定」を制定・施行し、取締役から使用人一人ひとりがコンプライアンスの重要性を認識し、取引先・株主・従業員等のステークホルダーの要望に応えるため、法令等を遵守するよう徹底を図っております。
 - ii 代表取締役社長の直轄部署として監査室を設置し、内部監査を実施しております。監査室の監査により法令・定款及び内部規定に違反する事項が発見された場合には、直ちに代表取締役社長に報告されております。
 - iii 取締役及び使用人が法令・定款及び社内規定に違反する行為を発見した場合には、コンプライアンス推進者に通報できる社内体制を整備しております。
- ⑥ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i 「関係会社管理規定」に定めている、子会社取り纏め部署の経営管理部及び各子会社窓口の各担当部は、子会社の損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度及び当社に及ぼす影響等について、当社の取締役会及び代表取締役社長に報告する体制を確保しております。
 - ii 監査室は、子会社に対する内部監査を行い、法令・定款違反、その他損失の危険にある業務執行が発見された場合には、損失の危険の内容、損失の程度及び当社に及ぼす影響等について、代表取締役社長に報告する体制を確保しております。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- i 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には当該使用人を置くこととし、その人事については取締役と監査役で意見交換の上決定するものとしております。

- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - i その独立性に十分留意し、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとしております。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - i 取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。
 - ii 取締役及び使用人は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告いたします。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - i 代表取締役社長及び取締役は、監査活動の実効性を高めるため、監査役と平素より重要課題等について意見交換を行うなど、意思疎通を図っております。
 - ii 監査室は、内部監査結果の報告や定例的な会合により、随時監査役との連携を図っております。

連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	16,912,176	流 動 負 債	14,574,558
現金及び預金	3,432,670	支払手形及び買掛金	6,191,970
受取手形及び売掛金	4,368,385	短期借入金	5,000,000
たな卸資産	7,647,233	1年以内返済予定長期借入金	585,342
繰延税金資産	636,447	未払金	1,261,640
その他	851,454	未払法人税等	309,276
貸倒引当金	△24,014	賞与引当金	287,538
固 定 資 産	6,939,228	役員賞与引当金	18,303
有形固定資産	5,744,958	その他	920,488
建物及び構築物	2,521,799	固 定 負 債	973,677
機械装置及び運搬具	171,232	長期借入金	575,643
工具器具及び備品	935,642	繰延税金負債	7,757
土地	1,235,682	退職給付引当金	228,565
建設仮勘定	880,601	役員退職慰労引当金	142,268
無形固定資産	331,302	その他	19,442
投資その他の資産	862,966	負 債 合 計	15,548,235
投資有価証券	306,050	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	241,130	株 主 資 本	8,201,987
その他	507,835	資 本 金	2,015,168
貸倒引当金	△192,049	資 本 剰 余 金	1,903,168
資 産 合 計	23,851,404	利 益 剰 余 金	4,283,650
		評価・換算差額等	△49,338
		その他有価証券評価差額金	△1,038
		為替換算調整勘定	△48,300
		新 株 予 約 権	150,520
		純 資 産 合 計	8,303,168
		負 債 純 資 産 合 計	23,851,404

連結損益計算書

（平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		28,235,192
売 上 原 価		15,186,710
売 上 総 利 益		13,048,482
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		11,089,125
営 業 利 益		1,959,356
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	52,830	
受 取 配 当 金	3,978	
受 取 賃 貸 料	2,812	
そ の 他	27,177	86,798
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	85,415	
売 上 割 引	41,403	
為 替 差 損	165,211	
株 式 交 付 費	15,221	
そ の 他	28,708	335,960
経 常 利 益		1,710,193
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	24,685	24,685
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	580	
固 定 資 産 除 却 損	53,398	53,978
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,680,900
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	723,396	
過 年 度 法 人 税 等	15,388	
法 人 税 等 調 整 額	△42,484	696,300
当 期 純 利 益		984,600

連結株主資本等変動計算書

（平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	為替換算調 整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日 残高	1,219,400	1,107,400	3,412,900	5,739,700	4,530	100,488	105,019	—	5,844,719
連結会計年度中の変 動額									
新株の発行	795,768	795,768		1,591,537					1,591,537
剰余金の配当			△113,850	△113,850					△113,850
当期純利益			984,600	984,600					984,600
株主資本以外の項 目の連結会計年度 中の変動額(純額)					△5,568	△148,789	△154,358	150,520	△3,838
連結会計年度中の変 動額合計	795,768	795,768	870,750	2,462,287	△5,568	△148,789	△154,358	150,520	2,458,449
平成20年3月31日 残高	2,015,168	1,903,168	4,283,650	8,201,987	△1,038	△48,300	△49,338	150,520	8,303,168

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 7社
- ・連結子会社の名称 MIMAKI USA, INC.
MIMAKI EUROPE B. V.
台湾御牧股份有限公司
㈱ミマキプレジジョン
㈱ウイズテック
㈱グラフィッククリエーション
御牧噴墨打印科技(浙江)有限公司

上記のうち、御牧噴墨打印科技(浙江)有限公司については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用会社

該当ありません。

② 持分法非適用の関連会社

該当はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、御牧噴墨打印科技(浙江)有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たって、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

なお、それ以外の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。移動平均法による原価法を採用しております。時価法を採用しております。

・時価のないもの

ロ デリバティブ

ハ たな卸資産

・製品、仕掛品、原材料

総平均法による原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は定額法を採用しております。（ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法によっております。）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	15年～31年
---------	---------

（会計方針の変更）

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ58,708千円減少しております。

（追加情報）

当社及び国内連結子会社は、法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

なお、これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響額は、軽微であります。定額法を採用しております。

ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効期間（3年以内）における販売見込数量を基準とした償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却しております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

ロ 無形固定資産

③ 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

ニ 役員退職慰労引当金

当社は役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、役員退職慰労金制度を平成20年6月26日開催予定の定時株主総会の終結時をもって廃止することとし、在任期間に対応する退職慰労金については、打ち切り支給する旨の議案が同株主総会に付議される予定であります。これに伴い、内規に基づく功労金加算相当分を追加計上しております。当社は役員賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ホ 役員賞与引当金

⑤ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥ 重要なリース取引の処理方法

当社及び国内連結子会社は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、在外連結子会社については、主として通常の売買取引に準じた会計処理によっております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しておりません。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	1,501,430千円
土地	476,396千円
計	1,977,826千円

上記の物件は、短期借入金1,496,344千円、1年以内返済予定長期借入金469,424千円、長期借入金451,604千円の担保に供しております。

上記のほか、現金及び預金（定期預金）8,580千円を取引金融機関との為替予約取引の担保として差し入れております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,255,126千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	20,700株	2,500株	一株	23,200株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ 平成19年6月27日開催の第32期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 72,450千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当金額 3,500円
- ・基準日 平成19年3月31日
- ・効力発生日 平成19年6月28日

ロ 平成19年11月19日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 41,400千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当金額 2,000円
- ・基準日 平成19年9月30日
- ・効力発生日 平成19年12月7日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

イ 平成20年6月26日開催の第33期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 46,400千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当金額 2,000円
- ・基準日 平成20年3月31日
- ・効力発生日 平成20年6月27日

4. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 351,407円28銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 46,753円12銭 |

5. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割)

平成20年1月11日開催の取締役会に基づき、平成20年4月1日をもって次のように株式分割を実施しております。

(1) 分割方法

平成20年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式1株につき3株の割合をもって分割します。

- | | | |
|------------------|------|---------|
| (2) 分割により増加する株式数 | 普通株式 | 46,400株 |
|------------------|------|---------|

- (3) 当該株式分割が、前連結会計年度の開始日（平成18年4月1日）に行われたと仮定した場合の前連結会計年度及び当連結会計年度における1株当たり情報は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産	94,117円87銭	117,135円76銭
1株当たり当期純利益	15,212円45銭	15,584円37銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、前連結会計年度は、潜在株式が存在しないため、当連結会計年度は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	15,086,773	流 動 負 債	14,091,203
現金預金	2,477,137	支払手形	5,008,011
受取手形	676,012	買掛金	1,145,582
売掛金	6,230,123	短期借入金	5,000,000
製品	2,539,018	1年以内返済予定長期借入金	569,424
原材料	1,336,813	未払金	1,102,980
仕掛品	367,034	未払費用	117,441
貯蔵品	53,444	未払法人税等	201,243
前払費用	34,606	前受金	550,237
繰延税金資産	196,274	預り金	15,865
未収還付法人税等	194	賞与引当金	261,450
関係会社短期貸付金	501,000	役員賞与引当金	18,303
未収消費税等	639,244	その他	100,663
その他	60,275	固 定 負 債	918,948
貸倒引当金	△24,407	長期借入金	551,604
固 定 資 産	7,187,791	退職給付引当金	224,288
有 形 固 定 資 産	5,207,854	役員退職慰労引当金	142,268
建物	2,412,868	その他	787
構築物	31,061	負 債 合 計	15,010,152
機械及び装置	135,595	純 資 産 の 部	
車両運搬具	1,127	株 主 資 本	7,114,930
工具器具及び備品	673,428	資本金	2,015,168
土地	1,235,682	資本剰余金	1,903,168
建設仮勘定	718,090	資本準備金	1,903,168
無 形 固 定 資 産	278,837	利益剰余金	3,196,592
特許権	11,475	利益準備金	18,035
ソフトウェア	252,662	その他利益剰余金	3,178,557
ソフトウェア仮勘定	8,200	特別償却準備金	2,264
その他	6,499	固定資産圧縮積立金	81
投 資 其 他 の 資 産	1,701,099	別途積立金	2,730,000
投資有価証券	301,650	繰越利益剰余金	446,212
関係会社株式	526,887	評価・換算差額等	△1,038
出資	230	その他有価証券評価差額金	△1,038
関係会社出資金	400,000	新 株 予 約 権	150,520
破産更生債権等	62,397	純 資 産 合 計	7,264,412
長期前払費用	16,676	負 債 純 資 産 合 計	22,274,564
繰延税金資産	215,072		
敷金保証金	157,425		
その他	83,157		
貸倒引当金	△62,397		
資 産 合 計	22,274,564		

損 益 計 算 書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		25,973,479
売 上 原 価		16,368,240
売 上 総 利 益		9,605,238
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,533,193
営 業 利 益		1,072,045
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	16,087	
受 取 賃 貸 料	63,417	
そ の 他	16,624	96,129
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	81,585	
賃 貸 資 産 減 価 償 却 費	33,267	
為 替 差 損	202,964	
株 式 交 付 費	15,221	
そ の 他	46,679	379,717
経 常 利 益		788,456
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,553	3,553
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	37,362	37,362
税 引 前 当 期 純 利 益		754,648
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	389,877	
過 年 度 法 人 税 等	15,388	
法 人 税 等 調 整 額	△41,027	364,238
当 期 純 利 益		390,409

株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								株主資本計 合	
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利 益 剰 余 金							利益剰余金計 合
			利益準備金	その他利益剰余金				繰越利益 剰余金		
				特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金			
平成19年3月31日 残高	1,219,400	1,107,400	18,035	6,301	144	2,380,000	515,552	2,920,033	5,246,833	
事業年度中の変動額										
新株の発行	795,768	795,768							1,591,537	
特別償却準備金の取崩し				△4,036			4,036	—	—	
固定資産圧縮積立金の取崩し					△63		63	—	—	
別途積立金の積立て						350,000	△350,000	—	—	
剰余金の配当							△113,850	△113,850	△113,850	
当期純利益							390,409	390,409	390,409	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	795,768	795,768	—	△4,036	△63	350,000	△69,339	276,559	1,868,097	
平成20年3月31日 残高	2,015,168	1,903,168	18,035	2,264	81	2,730,000	446,212	3,196,592	7,114,930	

	評価・換算 差額等	新株予約権	純資産合計
	その他 証券 評価差額金		
平成19年3月31日 残高	4,530	—	5,251,363
事業年度中の変動額			
新株の発行			1,591,537
特別償却準備金の取崩し			—
固定資産圧縮積立金の取崩し			—
別途積立金の積立て			—
剰余金の配当			△113,850
当期純利益			390,409
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△5,568	150,520	144,951
事業年度中の変動額合計	△5,568	150,520	2,013,048
平成20年3月31日 残高	△1,038	150,520	7,264,412

個別注記表

1. 重要な会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券
・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
移動平均法による原価法を採用しております。

・時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法を採用しております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

・製品、仕掛品、原材料 総平均法による原価法を採用しております。

・貯蔵品 最終仕入原価法を採用しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～31年

工具器具及び備品 2年～6年

（会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ58,148千円減少しております。

（追加情報）

法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響額は、軽微であります。

② 無形固定資産 定額法を採用しております。

ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効期間（3年以内）における販売見込数量を基準とした償却額と残存有効期間に基づく均等

配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却しております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

(5) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、役員退職慰労金制度を平成20年6月26日開催予定の定時株主総会の終結時をもって廃止することとし、在任期間に対応する退職慰労金については、打ち切り支給する旨の議案が同株主総会に付議される予定であります。これに伴い、内規に基づく功労金加算相当分を追加計上しております。役員賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

⑤ 役員賞与引当金

(8) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(9) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	1,501,430千円
土地	476,396千円
計	1,977,826千円

上記の物件は、短期借入金1,496,344千円、1年以内返済予定長期借入金469,424千円、長期借入金451,604千円の担保に供しております。

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,121,081千円
(3) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものは除く）は次のとおりであります。

短期金銭債権	4,423,661千円
短期金銭債務	156,571千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	13,434,347千円
② 仕入高	710,832千円
③ その他の営業取引高	965,396千円
④ 営業取引以外の取引高	129,953千円

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

賞与引当金	105,730千円
未払事業税	20,206千円
未払費用	12,687千円
未払金	45,578千円
その他	12,072千円

繰延税金資産（流動）合計 196,274千円

繰延税金資産（固定）

退職給付引当金	90,702千円
役員退職慰労引当金	57,533千円
ソフトウェア	97,633千円
その他	37,424千円

小計 283,293千円

評価性引当額 △66,628千円

繰延税金資産（固定）合計 216,665千円

繰延税金負債（固定）

特別償却準備金	1,537千円
その他	55千円

繰延税金負債（固定）合計 1,592千円

繰延税金資産（固定）の純額 215,072千円

5. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	17,081千円	2,733千円	14,348千円
車両運搬具	41,132	10,436	30,696
工具器具及び備品	5,909	2,560	3,348
合計	64,123	15,730	48,393

② 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1年内	13,512千円
1年超	36,718千円
合計	50,230千円

③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	12,758千円
減価償却費相当額	11,238千円
支払利息相当額	1,951千円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(2) オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年内	648千円
1年超	1,836千円
合計	2,484千円

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	MIMAKI EUROPE B. V.	直接 100	3名	当社製品の販売	当社製品の販売(注1)	8,754,464	売掛金	2,731,633
子会社	MIMAKI USA, INC.	直接 100	2名	当社製品の販売	当社製品の販売(注1) 資金の貸付(注2) 利息の受取(注2)	4,437,998 965,355 9,380	売掛金 関係会社短期貸付金	1,573,924 501,000
子会社	御牧噴墨打印科技(浙江)有限公司	直接 100	4名	当社製品の製造	資金の出資	400,000		

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社製品の販売については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、交渉のうえ決定しております。
2. MIMAKI USA, INC. に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済期間は半年または3ヶ月としております。
なお、担保は受け入れておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 306,633円29銭
- (2) 1株当たり当期純利益 18,538円36銭

8. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割)

平成20年1月11日開催の取締役会に基づき、平成20年4月1日をもって次のように株式分割を実施しております。

(1) 分割方法

平成20年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式1株につき3株の割合をもって分割します。

- (2) 分割により増加する株式数 普通株式 46,400株
- (3) 当該株式分割が、前事業年度の開始日(平成18年4月1日)に行われたと仮定した場合の前事業年度及び当事業年度における1株当たり情報は以下のとおりです。

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産	84,563円03銭	102,211円10銭
1株当たり当期純利益	8,076円27銭	6,179円45銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、前事業年度は、潜在株式が存在しないため、当事業年度は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年5月23日

株式会社ミマキエンジニアリング

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員

公認会計士 佐藤 正樹 ㊞

指定社員
業務執行社員

公認会計士 小松 聡 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミマキエンジニアリングの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミマキエンジニアリング及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成20年4月1日をもって株式分割を実施している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年 5月23日

株式会社 ミマキエンジニアリング

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員

公認会計士 佐藤 正樹 ㊞

指定社員
業務執行社員

公認会計士 小松 聡 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミマキエンジニアリングの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成20年4月1日をもって株式分割を実施している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年 5月26日

株式会社ミマキエンジニアリング監査役会

常勤監査役 今井 征芳 ㊟

社外監査役 岩下 智和 ㊟

社外監査役 土屋 幸夫 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第33期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業展開並びに安定配当の維持等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき2,000円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、46,400,000円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年6月27日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

① 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 300,000,000円

② 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 300,000,000円

第2号議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、取締役 池田 明、野口幹夫、藤田正秋、小林久之、佐金 榮、大西 勝、今田新太郎、田中規幸、手塚千加雄の9氏は任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式の数
1	池田 明 (昭和22年10月7日生)	昭和46年4月 長野沖電気(株) 入社 昭和56年6月 当社入社 取締役技術部長 昭和63年6月 常務取締役 平成3年6月 専務取締役 平成8年6月 代表取締役副社長 平成9年6月 代表取締役社長(現任) (他の法人等の代表状況) 台湾御牧股份有限公司 代表取締役社長 (現任) (株)池田ホールディングス 代表取締役社長 (現任) 御牧噴墨打印科技(浙江)有限公司 代表取締役社長(現任)	1,623株
2	野口 幹夫 (昭和29年6月1日生)	昭和52年4月 (株)八十二銀行 入行 平成15年6月 当社入社 常務取締役管理 本部長 平成17年3月 常務取締役管理本部長兼経 営企画室長 平成17年12月 常務取締役管理本部長兼購 買部長 平成19年3月 常務取締役管理本部長 平成19年6月 代表取締役副社長管理本 部長(現任)	618株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所 有 する 当社株式の数
3	藤 田 正 秋 (昭和25年8月22日生)	昭和45年4月 赤井電機(株) 入社 昭和63年2月 当社入社 平成4年4月 海外事業部長 平成5年6月 取締役海外事業部長 平成6年6月 取締役東日本営業統括 平成10年6月 取締役海外営業部長 平成13年6月 常務取締役営業本部長 平成17年6月 専務取締役営業本部長 平成17年12月 専務取締役販売事業本部長 平成19年3月 専務取締役営業本部長 (現任)	906株
4	小 林 久 之 (昭和28年9月4日生)	昭和53年4月 ミナトエレクトロニクス (株) 入社 昭和59年9月 当社入社 平成3年4月 カッティング事業部長 平成5年4月 技術部長 平成5年6月 取締役技術部長 平成10年6月 取締役商品開発部長 平成13年6月 常務取締役生産本部長 平成14年6月 常務取締役生産本部長兼開 発部長 平成16年4月 常務取締役生産本部長 平成17年6月 専務取締役 平成20年4月 専務取締役技術本部長 (現任)	903株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式の数
5	佐金 榮 (昭和23年12月10日生)	昭和44年4月 沖電気工業㈱ 入社 平成17年3月 当社入社 営業本部長付 平成19年6月 取締役(現任) (他の法人等の代表状況) MIMAKI EUROPE B.V. 代表取締役社長(現任)	—
6	大西 勝 (昭和18年6月22日生)	昭和37年4月 三菱電機㈱ 入社 平成12年3月 当社入社 平成13年3月 要素開発室部長 平成14年4月 インクメディア開発部長 平成15年6月 取締役インクメディア開発部長 平成17年12月 取締役IM事業部長 平成19年3月 取締役技術本部技師長(現任)	600株
7	今田 新太郎 (昭和28年2月24日生)	昭和48年4月 ㈱岩崎通信機 入社 平成12年4月 当社入社 平成13年4月 品質保証部長 平成16年4月 生産管理部長 平成17年4月 生産本部長兼生産管理部長 平成17年6月 取締役生産本部長(現任)	6株
8	田中 規幸 (昭和23年11月27日生)	昭和50年10月 ㈱ミマキエンジニアリング (現当社) 代表取締役社長 平成9年6月 代表取締役会長 平成16年6月 取締役相談役(現任) (他の法人等の代表状況) ミマキ電子部品㈱ 代表取締役会長(現任)	6,195株

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、予め補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであり、高野幸知氏は現監査役今井征芳氏の補欠としての監査役候補者、渋谷 章氏は現社外監査役岩下智和氏、土屋幸夫氏の補欠としての社外監査役候補者であります。

当該補欠監査役につきましては、監査役が法令の定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存期間とします。

また、本決議の効力は次期定時株主総会が開催される時までとします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
1	高野幸知 (昭和16年4月24日生)	昭和35年4月 ㈱八十二銀行 入行 平成16年5月 当社入社 内部監査室長 平成18年10月 監査室長(現任)	—
2	渋谷 章 (昭和20年9月4日生)	昭和45年4月 東京中小企業投資育成㈱ 入社 平成16年6月 東京中小企業投資育成㈱ 監査役 平成16年6月 企業育成センター 監査役 平成16年6月 ㈱ジャパン・デジタル・コンテンツ(現 ジャパン・デジタル・コンテンツ信託 ㈱) 監査役 平成16年6月 サンコーテクノ㈱ 監査役 平成18年6月 マイクロ・トーク・システムズ㈱ 監査役	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 渋谷 章氏は、補欠の社外監査役の候補者であります。
 3. 渋谷 章氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏の専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいためであります。

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任となります取締役 手塚千加雄氏及び平成20年2月29日をもって辞任により退任した監査役 大沼孝雄氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内において、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、各氏に対する具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。各氏の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
手塚千加雄	平成18年11月 当社取締役
大沼孝雄	平成16年6月 当社社外監査役（就任）
	平成20年2月 当社社外監査役（退任）

第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打ち切り支給の件

当社は、平成20年5月14日開催の取締役会において、経営機構改革の一環として役員報酬制度を見直し、本定時株主総会の終結の時をもって、業績との関連性が薄く年功的かつ報酬の後払い的要素が強い取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結後も引き続き在任する現任の取締役 池田 明、野口幹夫、藤田正秋、小林久之、佐金 榮、大西 勝、今田新太郎、田中規幸の8氏、及び監査役 今井征芳、岩下智和、土屋幸夫の3氏に対し、本総会終結の時までの在任期間を対象とする退職慰労金を打ち切り支給いたしたいと存じます。

打ち切り支給の額は、当社の定める一定の基準に従い、取締役8名に対しては総額142,455千円を上限とし、監査役3名に対しては総額2,660千円を上限（うち社外監査役2名に対しては総額260千円を上限）といたしたいと存じます。また、各氏に対する具体的金額、贈呈方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

なお、その贈呈の時期は、各氏の退任時といたしたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
池田 明	昭和56年6月 取締役 昭和63年6月 常務取締役 平成3年6月 専務取締役 平成8年6月 代表取締役副社長 平成9年6月 代表取締役社長（現任）
野口 幹夫	平成15年6月 常務取締役 平成19年6月 代表取締役副社長（現任）
藤田 正秋	平成5年6月 取締役 平成13年6月 常務取締役 平成17年6月 専務取締役（現任）
小林 久之	平成5年6月 取締役 平成13年6月 常務取締役 平成17年6月 専務取締役（現任）

氏名	略歴
佐 金 榮	平成19年6月 取締役（現任）
大 西 勝	平成15年6月 取締役（現任）
今 田 新 太 郎	平成17年6月 取締役（現任）
田 中 規 幸	平成16年6月 取締役相談役（現任）
今 井 征 芳	平成16年6月 監査役（現任）
岩 下 智 和	平成16年6月 監査役（現任）
土 屋 幸 夫	平成20年2月 監査役（現任）

（注）岩下智和氏及び土屋幸夫氏は、社外監査役であります。

第6号議案 役員報酬枠改定の件

当社は、平成14年6月25日開催の第27期定時株主総会におきまして、取締役報酬枠（使用人兼務役員の使用人分の給与は除く）につきましては年額2億円以内、監査役報酬枠につきましては年額5千万円以内とする旨承認され、現在に至っております。

今般の、業績との関連性が薄く年功的かつ報酬の後払い的要素が強い役員退職慰労金制度の廃止にあわせて、任期中の業績との連動性を強めた役員報酬制度とすることに加え、会社法の施行及び会計基準における役員賞与の取扱いの変更等に伴い、報酬枠とは別に利益処分として支給しておりました役員賞与を報酬枠内で支給するため、取締役及び監査役の報酬枠を下記のとおり改定したいと存じます。

- ① 取締役の報酬枠については、年額4億円以内（使用人兼務役員の使用人分の給与は除く）としたいと存じます。
- ② 監査役の報酬枠については、年額7千万円以内としたいと存じます。

なお、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名、監査役は3名（うち社外監査役2名）となります。

第7号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の常勤の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の常勤の取締役、監査役及び従業員に対し、ストックオプションとして金銭の払込を要することなく発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、当社の取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条第1項第3号の報酬等に該当します。また、当社の監査役に対する新株予約権付与は、会社法第387条第1項の報酬等に該当します。当社は、第6号議案が原案通り承認可決されますと、取締役報酬枠（使用人兼務役員の使用人分の給与は除く）につきましては年額4億円以内、監査役報酬枠につきましては年額7千万円以内とさせていただくこととなりますが、これとは別枠にて取締役及び監査役に対し報酬等として新株予約権を付与することについても、併せてご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の利益を重視した業務展開を図るため、また当社の監査役の適正な監査に対する意識を高めることを目的とするため、当社の常勤の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の常勤の取締役、監査役及び従業員に対して、新株予約権を金銭の払込を要することなく発行するものであります。

2. 本議案の決議によって募集事項の決定を当社取締役会に委任することができる新株予約権の数の上限

下記4. (1) に定める内容の新株予約権1,400個を上限とする。この内、当社取締役（7名以内）に付与する新株予約権は550個を上限とする。また当社監査役（1名以内）に付与する新株予約権は30個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式1,400株を上限とし、下記4. (1) により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

3. 本議案の決議によって募集事項の決定を当社取締役会に委任することができる新株予約権と引換えに払込む金銭

金銭の払込を要しないこととする。

4. 本議案の決議によって募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。

ただし、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は当該新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げる。）または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社普通株式につき、次の①または②の事由が生じる場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。

① 当社普通株式の株式分割または株式併合が行われる場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

- ② 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、時価発行として行う公募増資、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使による場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有している当社普通株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当または配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- (3) 新株予約権を行使することができる期間

平成22年7月1日から平成27年6月30日までの期間で当社取締役会において決定される期間とする。

- (4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の取得事由及び条件

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

② 新株予約権者が下記(9)に定める新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日に、無償で募集新株予約権を取得することができる。

(7) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(1)に準じて決定する。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は上記(2)に定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込代金に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記(3)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(3)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(4)に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の取得事由及び条件
上記(6)に準じて決定する。
- (8) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に対する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切捨てるものとする。
- (9) 新株予約権行使の条件
 - ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、顧問または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な事由がある場合にはこの限りでない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による募集新株予約権の相続はできないものとする。
 - ③ その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。
- (10) 新株予約権の公正価額の算定方法
当社取締役及び当社監査役に割当てる新株予約権の額の算定方法は、割当日において算出される新株予約権1個当たりの公正価値に割当てる新株予約権の総数を乗じて得た額とする。新株予約権の1個当たりの公正価値は、割当日において適用すべき諸条件を元にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定するものとする。

(11) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図



会 場 : 長野県東御市滋野乙2182番地3

株式会社ミマキエンジニアリング 本社1階 大会議室

電話(0268)64-2281(代)

交 通 : 上信越自動車道 東部湯の丸I.C.より自動車10分

JR長野新幹線 上田駅よりタクシー30分

しなの鉄道(上田駅にて乗り換え) 滋野駅より徒歩20分